

農地転用許可申請(農地法第4条・5条)に係る申請書類等

平成27年6月現在

【必要な書類】

	内容	提出部数	発行先	備考
1	申請書	【4条】 3部以上 【5条】 4部以上		申請人の数で追加あり 押印以外は、コピー可 (朱印のもの)
2	土地登記事項証明書(土地登記簿謄本)	※2部	法務局	
3	公図	※2部	法務局	
4	案内図(申請地及び周囲の状況を示したもの)	2部	住宅地図等	
5	①平面図または設計図 ②配置図	各2部	設計事務所	①、②は合わせたものでも可

※は、1部原本+1部コピー

【個々に応じて必要な書類】

	内容	部数	発行先	備考
6	土地登記事項証明書の所有名義人と、申請人(譲渡人)が異なる場合、申請人が真正な権利者であることを確認できる書類(例)戸籍謄本、遺産分割協議書等	※2部		相続が未登記等の場合
7	住民票、戸籍の附票等(同一人物と確認できるもの)	※2部	住所地または 本籍地の市町村	所有者と土地登記簿謄本の 住所が異なる場合
8	求積図、または測量図等	2部	設計事務所	一部転用の場合
9	①定款、または寄付行為の写し ②法人登記事項証明書の謄本	各※2部	②は法務局	譲受人が法人の場合
10	移住計画書(転用予定日、移転目的等を記載)	※2部		県外または遠隔地居住者の 場合
11	資金証明書(預金残高証明書、融資証明書等)	2部	金融機関等	
12	他法令の許認可を要する場合 申請したことを証する書面、または許認可証明書	2部 コピー	許認可機関	墓、太陽光パネル等
13	①資材置場()設置事業計画書(様式第7号) ②[既存の置場] 利用状況がわかる位置図 ③[既存の置場] 平面現況図(または写真) ④行政庁の営業免許等の写し	各2部		転用目的が、店舗、資材 置場、駐車場、倉庫、農 業用施設、太陽光等の場 合。
14	進入地所有者の同意書(通行等)等	※2部	進入路所有者	進入路が必要な場合
15	代替地を検討した書面	※2部		第2種農地、または第1種 農地の場合
16	農業従事者証明等	※2部	農業委員会	目的が農家住宅の場合
17	その他、参考となるべき書面	2部		

※は、1部原本+1部コピー

【注意事項】

- 申請書の提出期限は、毎月15日(閉庁日の時はその翌日)です。
- 転用面積は、転用事業の内容、敷地の形状、建物の配置等から必要最小限度とする。
原則、一般住宅は500㎡を、農家住宅は1,000㎡を超えない。
- 申請地に小作人がある場合は、適法な解約手続きが必要になります。
- 土地登記事項証明書・住民票謄本等の証明書は、申請日より3ヵ月以内のものに限ります。
- 必要に応じて申請後、追加で書類提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ】

本部町農業委員会事務局

TEL: (0980) 47-2412 FAX: (0980) 51-6007